

お知らせ

平成28年台風第10号による災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について

平成28年台風第10号による災害に遭われた中小企業・小規模事業者の皆様には、センター役職員一同、心よりお見舞い申し上げます。
これまでに国及び県により公表されている被災中小企業・小規模事業者対策の概要は、次のとおりです。(9月6日現在。)

特別相談窓口の設置

岩手県内の設置場所

■日本政策金融公庫盛岡支店			
○中小企業事業	☎019-623-6125	○国民生活事業	☎019-623-4376
■同一関支店(国民生活事業)	☎0191-23-4157	■商工組合中央金庫盛岡支店	☎019-622-4185
■岩手県信用保証協会	☎0120-972-150	■岩手県商工会連合会	☎019-622-4165
■商工会議所(盛岡・釜石・一関・宮古・花巻・奥州・北上・大船渡・久慈)			
■岩手県中小企業団体中央会	☎019-624-1363	■岩手県商店街振興組合連合会	☎019-624-1363
■岩手県よろず支援拠点	☎019-631-3826		

平成28年度 設備貸与制度のご案内

台風被害で使用不可能となった設備の再導入を安心・有利な公的制度でサポートします

長期

3年～10年

低利

年1.3%～1.7%

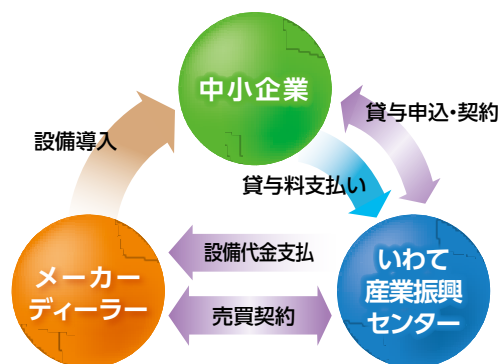
(固定金利) 東日本大震災で直接被災した企業は更にマイナス0.1%

無担保

金融機関融資と別枠です

制度のしくみ

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械、設備をセンターが購入し、長期・低利で貸与する公的制度です。



災害復旧貸付の実施(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)

- ・貸付限度額:別枠で1億5,000万円 又は 各貸付制度に上乗せ3,000万円
- ・貸付期間:設備資金・運転資金とも10年以内(据置期間2年以内)

セーフティーネット保証4号の実施(信用保証協会)※事前相談受付中

- ・対象資金:経営安定資金
- ・保証割合:100%保証
- ・保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠)

既往債務の返済条件緩和等の対応(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会)

小規模企業共済災害時貸付の適用(中小企業基盤整備機構)

- ・貸付対象者:小規模企業共済契約者
- ・貸付期間:貸付金額が500万円以下の場合36ヵ月、505万円以上の場合60ヵ月
※貸付額は5万円の倍数となる額

県税の免除・軽減・納期限延長・徴収猶予(岩手県)

※実際にご利用いただくためには様々な条件等が設けられていますので、詳しくはそれぞれの実施機関にお問い合わせください。

区分	設備貸与(割賦販売)	リース	条件1
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	1 中小企業新事業活動促進法に基づく計画認定企業(経営革新・異業種連携) 2 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業 3 農商工等連携促進法に基づく事業計画認定企業 4 いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンド採択企業 5 自動車関連産業企業 6 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業 7 県内企業5社以上に下請発注している企業 8 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業 9 今回の設備を設置することで 6 ～ 8 のいずれかに該当する企業 ※上記のいずれかの条件を満たせば、2億円まで貸付及び保証金5%対応可能
貸付期間	3年～10年(導入設備耐用年数上限)(右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)	3年～10年(導入設備耐用年数上限)(右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)	条件2 東日本大震災で設備又は事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業 ※上記のいずれかの条件を満たせば、適用利率から0.1%の引下げ及び据置期間2年の対応可能
貸付限度額(消費税含む)	100万円～1億円(右記条件1を満たせば2億円)	100万円～1億円(右記条件1を満たせば2億円)	条件3 商工会及び商工会議所を經由して申込をした企業 ※上記の条件を満たせば、10年以内において、返済の基準となる耐用年数の期間について2年を超えない範囲内で延長すること可能
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)	
保証金	貸与額の10%(右記条件1を満たせば5%)(最終償還時に返済)	—	
利息(貸与損料)	年率1.30%～1.70%(固定金利)(お申込企業様の財務内容により決定)(右記条件2を満たせば-0.1%)	—	
リース料(月額)	—	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)	
連帯保証人	法人:代表者1人 個人不要(経営者保証ガイドラインに準拠)		

※運賃・取付工事は貸付の対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。一部、対象とならない業種、設備がございますので詳しくはセンターにお問合せ下さい。

※上記の条件を満たせば、10年以内において、返済の基準となる耐用年数の期間について2年を超えない範囲内で延長すること可能

お問い合わせ:総務・金融グループ TEL: 019-631-3821 FAX: 019-631-3830 <http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi>